

令和7年度第2回成田市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 日時

令和8年1月29日（木）午後2時開会

2. 開催場所

成田市役所 6階 中会議室

3. 出席者

○委員

栗田会長、藤崎委員、國谷委員、中村委員、井上委員、里見委員、中島委員、阿部委員、平間委員、幡谷委員、大木委員、飯田委員、幸野委員 以上13名
（欠席者：天田委員、伊藤委員、柴崎委員 以上3名）

○成田市

谷崎市民生活部長

事務局

（保険年金課）

太田課長、宇井主幹兼国保資格課税係長、高橋主幹、小堀国保給付管理係長、松崎副主幹、寺内副主査、秋山主任主事

（納税課）

窺課長、手塚徴収係長

4. 会議次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 市民生活部長あいさつ

(4) 議案

議案1 成田市国民健康保険税条例の一部改正について【諮問】

議案2 令和8年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）について

議案3 令和8年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）予算（案）について

議案4 令和8年度成田市国民健康保険事業計画（案）について

(5) 報告事項

報告事項1 子ども・子育て支援金制度について

報告事項 2 成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

報告事項 3 その他

(6) 閉会

5 議事（要旨）

① 議案 1 成田市国民健康保険税条例の一部改正について【諮問】

○事務局（宇井主幹兼国保資格課税係長）

本市では、国民健康保険の財政の健全化と負担の適正化を図る観点から、市民の急激な負担の増加とならないよう配慮しつつ、令和 12 年度に決算補填目的の法定外繰入を解消するために、令和 6 年度から国民健康保険税率の引上げを毎年度行うこととしている。

この度、千葉県より令和 8 年度標準保険料率の仮係数が示されたことから令和 8 年度の国民健康保険税の税率の改正を行おうとするもの。

改正後の税率については、基礎課税分の所得割が 7.01%、均等割が 2 万 3,200 円、平等割が 2 万円。後期高齢者支援金等課税分の所得割が 2.3%、均等割が 9,600 円、介護納付金課税分の所得割が 1.83%、均等割が 1 万 6,400 円を予定している。

次に、課税限度額の改正については、法定課税限度額の基礎課税分を 65 万円から 66 万円、後期高齢者支援金等課税分を 24 万円から 26 万円に引き上げ、改正のなかった介護納付金課税分と合わせ合計 109 万円とする予定である。

続いて、子ども・子育て支援納付金課税分については少子化・人口減少対策の財源の一部に充てるために令和 8 年度より創設されるものであり、本市の来年度の税率については、県が示す本市の令和 8 年度標準保険料率である、所得割 0.24%、均等割 1,700 円、18 歳以上均等割 100 円とする。18 歳以上均等割とは、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう 18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの子どもの均等割について 10 割を減額し、その減額分を 18 歳以上の被保険者が負担するものである。

今回の改正に伴う影響額等については、歳入では税率改正により基礎課税分で約 6 千万円、後期高齢者支援金等課税分で約 4,300 万円、介護納付金課税分で約 700 万円、合計で約 1 億 1 千万円の増額を見込んでいる。課税限度額の改正では基礎課税分で約 350 世帯、約 310 万円の増額、後期高齢者支援金等課税分で約 280 世帯、約 490 万円の増額を見込んでいる。

また、子ども・子育て支援納付金課税分の創設に伴う歳入・歳出はともに約 8,100 万円を見込んでいる。

改正事項のうち、子ども・子育て支援納付金課税分の課税限度額及び減額に係る部分については、地方税法施行令が公布された後、専決処分によって成田市国民健康保険税条例の一部を改正する予定であり、それ以外の部分については、令和 8 年 3 月議会において議案として提案

予定である。

質疑等：なし

採決：原案どおり可決

答申文の作成：会長に一任することを決定

② 議案 2 令和 8 年度成田市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（案）について

○事務局（小堀国保給付管理係長）

歳入について、国民健康保険税が前年度比 4 億 4,932 万 3 千円増加しているが、これは議案 1 で説明した保険税率の改正や被保険者の所得が増えたこと、また、子ども・子育て支援納付金分が新たに加わったことによる。

また、普通交付金が前年度比 5 億 5,417 万 4 千円増加しているが、これは療養給付費や高額療養費などの保険給付費の増額を見込んだことによる。

歳出について、保険給付費は令和 7 年度当初予算比 5 億 4,857 万 2 千円増の 91 億 6,386 万 4 千円を計上している。これは、本市の被保険者数は減少傾向だが、医療の高度化などにより 1 人あたり医療費は増加傾向が続いており、今年度も 12 月議会において約 2 億 8 千万円の補正予算を計上していることを踏まえたものである。

また、国民健康保険事業費納付金について、前年度比 3,118 万 5 千円増の 36 億 5,939 万 2 千円を計上しているが、これは 12 月に県から示された仮の額であり、年度内に確定額が示される見込みであるため、翌年度の補正予算によって調整を行う。

質疑等：なし

採決：原案どおり可決

③ 議案 3 令和 8 年度成田市国民健康保険特別会計（施設勘定）予算（案）について

○事務局（小堀国保給付管理係長）

歳入について、診療収入は前年度比 432 万 6 千円減の 9,372 万 5 千円を計上している。これは、令和 7 年度の受診者数が前年度と比較して減少しており、今年度の決算見込額が当初予算額を下回る見通しであることを踏まえたものである。

また、一般会計繰入金は前年度比 1,445 万円増の 3,202 万 8 千円を計上している。これは、診療収入の減少及び歳出における職員人件費の増加によるものである。

歳出について、総務費のうち主に報酬、給料、職員手当等、共済費が増加しているが、これは職員の配置変更及び報酬改定が行われたことによる。

また、医業費は前年度比120万4千円減の4,693万4千円を計上している。これは、患者数の減少や出荷調整等の影響により今年度の決算見込が減少していることによる。

質疑等：

○幡谷委員

診療所の利用者数が減少し、それに伴い収入も減少しているとのことだが、直近の利用者数及び前年比どのくらい減少しているか教えてほしい。

○事務局（高橋主幹）

12月末までの受診者数は、令和6年度は7,615人だったが、令和7年度は7,237人となっており378人減少している。減少理由としては、コロナウイルスの予防接種が減少していることが挙げられる。

○幸野委員

収入が減少しているのは社会情勢から理解できるが、歳出が増えているのはなぜか。人件費を削減しないと市民の理解を得るのは困難ではないか。

○事務局（太田課長）

大栄診療所の今後の取り扱いを検討するために職員が1名診療所で勤務していること、また、給与改定が行われたことなどにより人件費が増加している。今後、職員の配置等についても検討していきたい。

○中島委員

自分は医院を経営しているが、職員の退職に伴って求人募集をしても従前の給与では応募されないこともある。医療系でない職種の方が給与が高いと言われたこともある。収入が減少しているからといって給与を下げるのは困難ではないか。それより患者数を増加するために出来ることを検討していったほうがよいのではないか。

○幸野委員

自分は民間企業出身のため、収入が減少しているのに支出が増加していることに違和感がある。

○中島委員

市もできる限りのことはしていると思うので、あとは国が医療費を上げていくなどの対策をしないと解決しないのではないかと。

別件となるが、デジタルX線透視撮影システム保守委託料が前年度比30万円増加しているのは何か理由があるか。

○事務局（高橋主幹）

2年前にレントゲンの修繕を行い、1年間は保守費用が無料だったが期間経過により保守費用が必要となったことによる。

○大木委員

自分は下総地区に住んでおり、比較的大栄地区とも関わりが深いですが、大栄診療所の存在を知らない人も身近に多くいる。何かPRはしているのか。

○事務局（小堀国保給付管理係長）

現在、特にPRは行っていないが、今後、市ホームページなどで周知を図ることを検討していきたい。

採決：原案どおり可決

④ 議案4 令和8年度成田市国民健康保険事業計画（案）について

○事務局（小堀国保給付管理係長）

成田市国民健康保険事業計画（案）は基本的に令和7年度計画を踏襲する形となっている。

主な変更点等について、まず、保険事業の推進において、令和6年度に策定した第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画が中間年度を迎えることから、令和8年度は計画の中間評価及び見直しを行い、人間ドックを含む特定健診全体の受診率の向上に向けた方策の検討を行う。

その他、今年度から人間ドックを受検した被保険者についても特定保健指導の対象に加えており、来年度以降も継続していく予定としている。

また、人間ドック・脳ドックについて、受診率向上のため来年度から助成対象となる医療機関の募集を行い、指定検査医療機関の拡充を図る。

続いて、医療費通知については今まで10月、1月及び3月の年3回発送していたところだが、経費の負担が大きいため、他市を参考に来年度から1月及び3月の年2回とする。

最後に、資格の適正化について、社会保険に加入したにも関わらず国民健康保険の喪失手続

きを行わず重複加入となる例があることから、対象者に届出の勧奨通知を送付するとともに、期間内に届出のない場合は職権により資格喪失処理を行うこととする。

質疑等：

○中村委員

人間ドックの助成の申し込みを毎年行っているが、健康診断の勧奨通知も届いてしまう。費用もかかるものだと思うので何か対策はできないか。

○事務局（小堀国保給付管理係長）

個別に病院で健康診断を受診している人について市で随時把握することができないため、市の健康診断を未受診で、人間ドックの助成申し込みをしていない人に送付しているものだが、それぞれのデータ抽出から発送までのタイムラグにより入れ違いで送付されてしまうことがある。できる限りそういったことが少なくなるよう工夫していきたい。

採決：原案どおり可決

① 報告事項1 子ども・子育て支援金制度について

○事務局（宇井主幹兼国保資格課税係長）

国が令和8年度の税制改正の方針をまとめた「税制改正大綱」において、子ども・子育て支援金制度の創設に係る改正のほか、今後改正が予定されている事項について報告を行う。

1点目は、法定課税限度額の引き上げであり、年度末に一部改正が予定されている地方税法施行令において、令和8年度より基礎課税分の法定課税限度額が引き上げられるほか、子ども・子育て支援納付金課税分の法定課税限度額の具体的な金額が規定される予定である。基礎課税分の課税限度額の引き上げについては、本市は例年通り、1年遅れの令和9年度に国民健康保険税条例の一部を改正する予定だが、開始初年度となる子ども・子育て支援納付金課税分の課税限度額の設定については、国民健康保険税の課税に支障が生じないよう、専決処分により条例の一部を改正する予定である。

2点目は、低所得者に対する国民健康保険税の減額判定所得の引き上げであり、子ども・子育て支援納付金課税分の減額判定所得の設定と併せ、地方税法施行令が年度末に改正された場合には、令和8年度の国民健康保険税の課税に支障が生じないよう、専決処分により国民健康保険税条例の一部を改正する予定である。

なお、専決処分により条例の改正を行う内容については、次回の運営協議会で報告を行う。

質疑等：なし

②報告事項 2 成田市国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○事務局（小堀国給付管理係長）

大栄診療所の使用料・手数料の見直しについて前回の運営協議会において進捗の報告を行ったところだが、その後の庁内の検討の結果、全庁的な方針として今年度の使用料の見直しは見送り、手数料のみ改正を行うこととなった。大栄診療所に関する点では、往診にかかる自動車使用料の改正は行わず、各種診断書の交付手数料についてのみ改正することとなった。こちらは昨年9月議会で可決され、来年度から適用する。

質疑等：なし

6. 傍聴

なし

7. 次回開催日（予定）

令和8年7月